

国民健康保険料

普通徴収に係る仮算定（暫定賦課）の廃止について

※この廃止は、国民健康保険加入の方で普通徴収（納付書払い又は口座振替）の方が対象です。

特別徴収（年金からの天引き）の方については、変更ありません。

（年金天引きの方は、これまでどおり4・6・8・10・12・2・月の年6回です。）

国民健康保険料の賦課について、年度当初においては保険料の算定に用いる合計所得金額等が確定していないため、普通徴収に係る4・5・6月納期分の保険料は、前前年度の所得金額等に基づき算定した額を暫定賦課として仮算定により徴収しています。

これまでの国民健康保険料の納期は毎月で12期でしたが、仮算定を廃止することにより納期を7月から翌年3月までの9期とします。

仮算定廃止によって変わること

- 保険料の通知が年1回になり、分かりやすい保険料額になります。
- 4、5月の税金（固定資産、軽自動車等）の支払いとの分散ができます。
- 通知発送の郵便代、印刷料などの経費が削減できます。
- 納付回数が年12回から9回になるため、1回に支払う額が増えます。
（1回に支払う額は増えるが、年間で支払う保険料額は変わりません）